

九州地区大学体育協議会規約施行細則

(分担金)

第1条 九州地区大学体育協議会規約（以下「規約」という。）第17条に規定する加盟大学の分担金は、次の各号に定めるとおりとし、毎年5月末日迄に九州地区大学体育協議会本部に納入するものとする。ただし、第3号に定める参加種目別分担金は、本部が指定する日までに納入するものとする。

- (1) 基本分担金 1大学 20,000円
- (2) 大学規模別分担金

学生定員数区分	定員規模別分担金
500人 未満	16,000円
500人 ～ 999人	32,000円
1,000人 ～ 1,999人	64,000円
2,000人 ～ 2,999人	96,000円
3,000人 ～ 3,999人	128,000円
4,000人 ～ 4,999人	160,000円
5,000人 ～ 6,999人	224,000円
7,000人 ～ 9,999人	320,000円
10,000人 以上	350,000円

- (3) 学生定員別分担金 学生予算定員に35円を乗じて得た金額とする。
- (4) 参加種目別分担金 1種目（男女別）5,000円

(当番大学)

第2条 規約第4条第1号及び第2号に規定する体育大会及び体育系学生リーダーズ・トレーニングの当番大学は、原則として以下の号番号順に定めるものとする。ただし、この場合、体育大会の当番と体育系リーダーズ・トレーニングの当番の間には、一定の期間的余裕を設けるものとする。

- (1) 九州工業大学、北九州市立大学、九州共立大学、九州国際大学、九州女子大学、西南女学院大学、西日本工業大学、折尾愛真短期大学、九州女子短期大学、西南女学院大学短期大学部、東筑紫短期大学、九州栄養福祉大学
- (2) 佐賀大学、九州情報大学、久留米工業大学、久留米大学、筑紫女学園大学、日本経済大学福岡キャンパス、西九州大学、福岡こども短期大学、佐賀女子短期大学
- (3) 九州大学、西南学院大学、中村学園大学、福岡女学院大学、福岡大学、中村学園大学短期大学部、福岡女学院大学短期大学部、西日本短期大学
- (4) 大分大学、宮崎大学、宮崎公立大学、日本文理大学、別府大学、南九州大学、別府大学短期大学部
- (5) 長崎大学、長崎県立大学、長崎国際大学、長崎総合科学大学
- (6) 熊本大学、熊本県立大学、九州看護福祉大学、九州ルーテル学院大学、熊本学園大学、熊本保健科学大学、崇城大学、東海大学九州キャンパス
- (7) 福岡教育大学、福岡県立大学、福岡女子大学、九州産業大学、近畿大学産業理工学部、福岡工業大学、近畿大学九州短期大学、福岡工業大学短期大学部
- (8) 鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島県立短期大学、鹿児島国際大学、志学館大学、第一工科大学、鹿児島女子短期大学、第一幼児教育短期大学

(体育大会実施種目の基準)

第3条 体育大会実施種目の基準は、次のとおりとする。

- (1) 実施種目は25種目を超えないものとし、原則として種目の変更は行わないものとする。ただし、総務委員会が承認した新規種目については、25種目の範囲内において種目の入れ替えを認めることができるものとする。
- (2) 実施種目のうち、参加大学が、男子10校、女子5校に満たない種目については、その年度に限り実施しないこととする。ただし、総務委員会が定める種目については、この限りではない。
- (3) 当番大学の事情により実施できない種目は、その年度に限り実施しないことができる。

(当番大学の経費負担)

第4条 体育大会及び体育系学生リーダーズ・トレーニングの経費については、当番

大学の校費等による負担は行わないものとする。

(体育大会参加学生の資格基準)

第5条 体育大会参加学生の資格基準は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 九州地区大学体育協議会に加盟している大学の正規の課程に在学する者
- (2) 休学期間を除く在学期間が、当該大学の最短修業年限を超えない者
- (3) 各競技団体アマチュア規程に違反していない者

附 則

1. 本施行細則は、昭和50年1月1日から施行する。
2. 本施行細則は、昭和50年5月6日から施行する。
3. 本施行細則は、昭和51年5月14日から施行する。
4. 本施行細則は、昭和56年5月28日から施行する。
5. 本施行細則は、昭和57年1月1日から施行する。
6. 本施行細則は、昭和58年5月27日から施行する。
7. 本施行細則は、昭和59年6月8日から施行する。
8. 本施行細則は、昭和60年5月21日から施行する。
9. 本施行細則は、昭和62年5月18日から施行する。
10. 本施行細則は、昭和63年5月20日から施行する。
11. 本施行細則は、平成2年5月17日から施行する。
12. 本施行細則は、平成3年5月21日から施行する。
13. 本施行細則は、平成4年5月22日から施行する。
14. 本施行細則は、平成5年5月28日から施行する。
15. 本施行細則は、平成6年5月9日から施行する。
16. 本施行細則は、平成7年5月9日から施行する。
17. 本施行細則は、平成8年5月22日から施行する。ただし、第1条については平成8年4月1日から適用する。
18. 本施行細則は、平成9年5月7日から施行する。
19. 本施行細則は、平成10年4月1日から施行する。
20. 本施行細則は、平成11年5月25日から施行する。
21. 本施行細則は、平成12年5月26日から施行する。
22. 本施行細則は、平成13年5月22日から施行する。
23. 本施行細則は、平成14年5月17日から施行する。
24. 本施行細則は、平成15年5月16日から施行する。
25. 本施行細則は、平成16年5月19日から施行する。
26. 本施行細則は、平成17年5月25日から施行する。
27. 本施行細則は、平成18年5月23日から施行する。
28. 本施行細則は、平成19年5月22日から施行する。
29. 本施行細則は、平成20年4月1日から施行する。
30. 本施行細則は、平成21年4月1日から施行する。
31. 本施行細則は、平成21年5月13日から施行する。
32. 本施行細則は、平成22年5月19日から施行する。
33. 本施行細則は、平成23年5月20日から施行する。
34. 本施行細則は、平成24年5月17日から施行する。
35. 本施行細則は、平成25年5月17日から施行する。
36. 本施行細則は、平成26年5月23日から施行する。
37. 本施行細則は、平成27年5月21日から施行する。
38. 本施行細則は、平成28年5月13日から施行する。
39. 本施行細則は、平成29年5月23日から施行する。
40. 本施行細則は、平成30年5月16日から施行する。
41. 本施行細則は、令和3年5月28日から施行する。
42. 本施行細則は、令和4年5月26日から施行する。
43. 本施行細則は、令和5年5月26日から施行する。
44. 本施行細則は、令和6年5月24日から施行する。
45. 本施行細則は、令和7年5月16日から施行する。